

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 10 日

各都道府県（政令市・特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
（情報提供及び周知依頼）

平成25年10月に発生した福岡市の診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」等において検討された結果等を踏まえ、今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第 333号）等が公布されましたので、情報提供するとともに、貴管下の医療機関に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、今般のスプリンクラー設備の設置基準等の見直しに係る各医療機関からの照会（補助金に関する照会を除く。）に関しては、管轄の消防本部又は消防署が窓口となりますので、その旨も併せてご周知ください（本件については総務省消防庁に確認済み）。

なお、「病院等における防火・防災対策要綱」の改正については、おって通知します。

記

1. 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）について

【項目】

- （１）スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- （２）特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- （３）屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し
- （４）消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し
- （５）消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し
- （６）防火対象物の用途区分の見直し
- （７）その他

【施行期日】

平成 2 8 年 4 月 1 日（（2）及び（3）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成 2 7 年 3 月 1 日）

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 80 号）について

【項目】

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について
- (2) 特定診療科名について
- (3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数
- (4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について
- (5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について
- (6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について
- (7) その他

【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日（(1) 及び (4) のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成 27 年 3 月 1 日）

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第24号）について

【項目】

- (1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について
- (2) 特定火災通報装置の設備基準について

【施行期日】

- (1) については、平成 27 年 4 月 1 日
- (2) については、平成 28 年 4 月 1 日

【照会先】

医政局 地域医療計画課
医療監視専門官 加藤
都竹（つづく）
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562

消 防 予 第 4 1 2 号
平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 3 3 3 号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 0 号。以下「改正規則」という。）、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 4 号。以下「火災通報装置基準告示」という。）、加圧送水装置の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 5 号。以下「加圧送水装置基準告示」という。）及び屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 6 号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）が平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日に公布されました。

今回の改正は、有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 m²未満のものを追加したこと。（令第 1 0 条第 1 項第 1 号関係）

2 屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置基準の見直し

- (1) 改正令による改正前の消防法施行令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととされていたが、主要構造部を耐火構造としたもの等で延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値未満のものには、原則として、屋内消火栓設備の設置を要しないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (2) 令第12条第1項第1号に追加された令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (3) 令第11条第2項の規定は、動力消防ポンプ設備について準用すること。（令第20条第2項関係）

3 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるもの（①、②及び④にあっては、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。）を追加したこと。
 - ① 令別表第1（6）項イ（1）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
 - ② 令別表第1（6）項イ（2）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
 - ③ 令別表第1（6）項イ（3）に掲げる防火対象物のうち、平屋建以外のもので、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡以上6,000㎡未満のもの（令第12条第1項第4号関係）
 - ④ 令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。）の部分で同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供されるもの（令第12条第1項第9号関係）
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
 - ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積が1,000㎡以上で、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計（第二において「基準面積」という。）が1,000㎡未満のものを追加したこと。（令第12条第2項第3号の2関係）
 - ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又

はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に追加された令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16の2)項に掲げる防火対象物(延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。)の部分のうち同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを追加したこと。(令第12条第2項第3号の2関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 防火対象物の用途区分の見直し

改正令による改正前の消防法施行令別表第1(6)項イに規定されている病院、診療所又は助産所を次のように分類して規定したこと。(令別表第1関係)

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)

(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。))を有すること。

(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

(2) 令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(3) 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物

病院(1)に掲げるものを除く。)、有床診療所(2)に掲げるものを除く。)

又は有床助産所

(4) 令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物

無床診療所又は無床助産所

6 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 改正規則に関する事項

1 防火対象物の用途の指定

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」は、次のいずれにも該当する体制を有する病院としたこと。(改正規則による)

改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第3項関係）

- ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
 - ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制
- (2) 令別表第1（6）項イ（1）（i）に規定する「総務省令で定める診療科名」は、次に掲げるもの以外のものとしたこと。（規則第5条第4項関係）
- ① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科
 - ② ①に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ（1）から（4）までに定める事項とを組み合わせた名称
 - ③ 歯科
 - ④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ（1）及び（2）に定める事項とを組み合わせた名称

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の適用範囲の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造（以下「延焼抑制構造」という。）の基準のうち、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）についても適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項及び第2項関係）
- (2) 延焼抑制構造については、延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物に適用していた改正規則による改正前の消防法施行規則第12条の2第1項第1号の基準を基準面積が1,000㎡未満の防火対象物に、延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物に適用していた同項第2号の基準を基準面積が1,000㎡以上の防火対象物に、それぞれ適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項関係）

3 スプリンクラーヘッドを設けることを要しない部分の適用範囲の見直し

廊下、収納設備（2㎡未満のものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所にスプリンクラーヘッドを設けることを要しないとされる防火対象物について、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）を追加するとともに、その適用範囲を基準面積が1,000㎡未満のものとしたこと。（規則第13条第3項第9号の2関係）

4 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の指定

令第12条第2項第3号の2に規定する「総務省令で定める部分」は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計は防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とする。）としたこと。（規則第13条の5の2関係）

(1) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分（手術室、レントゲン室等）であること。

(2) 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

① 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分

② 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

(3) 床面積が1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

(1) 令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。

（3）において同じ。）については、消防機関が存する建築物内にあるものを除き、消防機関からの距離が500m以内の場所にあるものについても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととしたこと。（規則第25条第1項関係）

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しない防火対象物に、令別表第1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。（規則第25条第3項第3号関係）

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させることを要する防火対象物に、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物を追加したこと。（規則第25条第3項第4号及び第4項第4号関係）

6 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に関する事項

令別表第1（6）項イを（1）から（4）までに分類して規定したことに伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。（特定小規模施設における必要とされる

防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係)

7 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 火災通報装置基準告示に関する事項

特定火災通報装置を設置することができる防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したほか、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準を定めたこと。(火災通報装置基準告示関係)

第四 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示に関する事項

改正令及び改正規則による消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。(加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係)

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

(1) 改正令の施行期日

改正令は平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。(改正令附則第1条関係)

① 第一2(1)及び3(2)①並びに第五2(3) 平成27年3月1日

② 第五3(1) 公布の日(平成26年10月16日)

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。(改正規則附則第1条関係)

① 第二2(2)、3の一部、4及び7の一部並びに第五2(6) 平成27年3月1日

② 第五3(2) 公布の日(平成26年10月16日)

(3) 火災通報装置基準告示の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。(火災通報装置基準告示関係)

(4) 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示の施行期日

平成27年3月1日から施行することとしたこと。(加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係)

2 経過措置に関する事項

(1) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる

防火対象物の用途に供される部分に限り、同表（１６の２）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（６）項イ（１）又は（２）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(1)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）から（３）まで、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成３７年６月３０日又は当該規定に適合した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第１項関係）

- (2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物（同表（１６）項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（６）項イ（１）から（３）までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(2)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）から（３）まで及び

（１６）項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第２項関係）

- (3) 第一２(1)及び３(2)①の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第３条関係）

- (4) 第二２(2)の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(4)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第１項関係）

- (5) 改正規則の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（６）項イ（１）又は（２）の用途に供される部分が存するものに限り、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下(5)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第２項関係）

- (6) 第二２(2)、３の一部、４及び７の一部の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第３条関係）

3 その他の事項

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正令附則第4条、第5条及び第6条関係）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正規則第4条関係）
- (3) 今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

平成 26 年 10 月 16 日

消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果 及び政令等の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成 26 年 7 月 19 日から平成 26 年 8 月 17 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、17 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令において、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものです。
- (3) その他、所要の規定の整備を行うものです。

2 意見募集の結果

政令案等について、平成 26 年 7 月 19 日から平成 26 年 8 月 17 日までの間、意見を募集したところ、17 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の政令等を平成 26 年 10 月 16 日に公布しました。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）
- (2) 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 80 号）
- (3) 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成 26 年消防庁長官告示第 28 号）



（事務連絡先）

消防庁予防課

（担当：吉村補佐、新納）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成 26 年 10 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものである。

【改正理由】

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件を見直す。併せて、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとする。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

（1）スプリンクラー設備の設置基準の見直し

現在病院にあっては延べ面積 3,000 ㎡以上、診療所及び助産所にあっては延べ面積 6,000 ㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院^{*}においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付ける（延焼を抑制する施設構造を有するものは例外として設置不要。）。

また、避難のために患者の介助が必要な有床診療所に該当しない有床診療所及び有床助産所においては、延べ面積 3,000 ㎡以上（平屋建てを除く。）のものに設置を義務付ける。

※「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、下記に該当する有床診療所・病院が該当する。

①有床診療所

次のいずれにも該当する有床診療所

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める 13 の診療科名以外の診療科名（以下「特定診療科名」という。）を有するもの

(イ) 4 床以上の病床を有するもの

②病院

次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制有するもの（火災発生時の消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの）以外のもの

(ア) 特定診療科名を有するもの

(イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

特定施設水道連結型スプリンクラー設備※の設置対象に、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院を加えるとともに、その面積要件について延べ面積 1,000 ㎡未満の防火対象物に限られているところを、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積（以下「基準面積」という。）が 1,000 ㎡未満である防火対象物について設置できることとする。

※ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。

(3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し

(1) のスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備）を設置しなければならない基準面積 1,000 ㎡以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。ただし、スプリンクラー設備（補助散水栓を含む。）の有効警戒範囲内は設置しないことができる。

（屋内消火栓設備の設置基準を準用する動力消防ポンプ設備についても同様。）

(4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 150 ㎡以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 500 ㎡以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(6) 防火対象物の用途区分の見直し

別表第一（六）項イを火災危険性等に応じて細分化する。

(7) その他

所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成28年4月1日（（2）及び（3）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日）

【経過措置】

(1) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）について

＜【内容】（1）、（3）関係＞

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。（2）において同じ。）における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について＜【内容】（5）関係＞

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

【内容】

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について

スプリンクラー設備を設置することを要しない延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造について、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても適用することとし、現在延べ面積1,000㎡未満の防火対象物に適用している基準を、基準面積1,000㎡未満の防火対象物に適用することとする。

(2) 特定診療科名について

スプリンクラー設備を設置することを要しない特定診療科名は、皮膚科、泌尿器科、

眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科及び歯科とする。

(3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数

スプリンクラー設備を設置することを要しない病院の要件である従業者の員数は、勤務させる従業者の総数が病床数13床ごとに1名以上とし、そのうち宿直を除く従業者（就寝を伴わず勤務する従業者）の数が病床数60床ごとに2名以上とする。

(4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分は、以下の要件（①から③まで）のいずれにも該当する部分（延べ面積の1/2を上限とする。）とする。

①以下のいずれかに該当する部分であること

(ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

(イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

②以下のいずれかの措置が講じられた部分であること

(ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもの

(イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に不燃材料で造った戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもののうち、当該部分の壁（外壁を除く。）の外周部分を有効に警戒するようスプリンクラーヘッドを設けたもの

③床面積が1,000平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500平方メートル以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備との連動を義務付けるほか、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととする。

また、現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設についてのみ、消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しないこととしているが、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所についても同様に要しないこととする。

(6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

消防法施行令別表第一（六）項イの細分化に伴い、必要な字句の修正を行う。

(7) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成28年4月1日（（1）及び（4）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については平成27年3月1日）

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）について

【内容】

(1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について

火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準として、通報中において手動起動装置が操作された場合に、手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出できること等を定める。

(2) 特定火災通報装置の設置基準について

現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設にしか設置できないこととなっている特定火災通報装置（ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置）について、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所にも設置することができることとする。

【施行期日】

(1) については、平成27年4月1日

(2) については、平成28年4月1日